



第十条中「の理事及び監事」を「にあつては理事及び監事、受託者にあつては監事等以外の役員及び監事等」に改める。

第一号様式中「ご対し」を「(総務部)ご対し」に改める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百二十九号

平成十三年四月一日青森県告示第百二十八号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

表中	行政書士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から一月間	総務部総務学事課
	非常勤事務員採用試験	第一次試験の得点及び順位並びに第二次試験の合計得点	合格発表の日から一月間	総務部人事課
	行政書士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から一月間	総務部総務学事課

を 改める。

青森県告示第百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人桜木会	目一三の五	むつ市中央二丁目	訪問介護	ホームヘルプサービスの里	むつ市脇野沢渡向七三の一	令和二年三月四日
株式会社総務プランニング	三戸郡南部町大字大向字小波田四七の二	三戸郡南部町大字大向字小波田四七の二	訪問看護	訪問看護ステーション	三戸郡南部町大字大向字小波田四七の二	〃
社会福祉法人青森福祉振興団	むつ市十二林一の一三	むつ市金谷二丁目二〇の一	通所リハビリテーション	みちのく金谷リハビリテーションセンター	〃	〃

青森県告示第百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の十第一号の規定により公示する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所		指定年月日
				名称	所在地	
株式会社総務プランニング	三戸郡南部町大字大向字小波田四七の二	三戸郡南部町大字大向字小波田四七の二	訪問看護	訪問看護ステーション	三戸郡南部町大字大向字小波田四七の二	令和二年三月四日

社会福祉法人青森社会福祉振興団	一むつ市十二林一 のの一三	介護予防通所リハビリテーションセンター	みちのく金谷リハビリセンター	むつ市金谷二丁目二〇の一	〃
-----------------	------------------	---------------------	----------------	--------------	---

青森県告示第百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
スマイル薬局野辺地店	上北郡野辺地町字野辺地六八の一	令和二年三月一日
ハッピー調剤薬局青森観光通店	青森市緑三丁目一の一八	〃

青森県告示第百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
保険調剤薬局ファーマシー 佃店	青森市佃三丁目四の一〇	令和二年三月一日

青森県告示第百四十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類  
公共測量（三級水準測量）
- 三 測量の期間  
令和元年九月十九日から令和二年一月三十一日まで
- 四 測量の地域  
五所川原市大字十三〓同市大字錦町

青森県告示第百四十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市川内町休所五〇 むつ市川内町松川川代一四の一 今 進 工藤 光夫	川内

むつ市川内町休所四二の二二五

菊池 昭博

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームックニコット大間店

下北郡大間町大字大間字上野四三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷 純	変 更 後	株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 氏家 智	変更 年月日	平成 三六・五・九
-------	---	-------	---	-----------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷 純	変 更 後	株式会社ホームックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四〇 代表取締役 氏家 智	変更 年月日	平成 三六・五・九
-------	---	-------	---	-----------	--------------

四 届出年月日

令和二年二月十七日  
届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び大間町役場

2 期間

令和二年三月四日から同年七月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和二年七月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームマックニコット大畑店

むつ市大畑町中島八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ホームマックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷 純	株式会社ホームマックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 氏家 智	平成 二六・五・九
変 更 後	株式会社ホームマックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷 純	株式会社ホームマックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 氏家 智	平成 二六・五・九

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ホームマックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷 純	株式会社ホームマックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 氏家 智	平成 二六・五・九
変 更 後	株式会社ホームマックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 熊谷 純	株式会社ホームマックニコット 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四〇 代表取締役 氏家 智	平成 二六・五・九

四 届出年月日

令和二年二月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和二年三月四日から同年七月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和二年七月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、令和二年二月二十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三四四号	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 一一・〇	公定規格 のとおり	株式会社 プライフーズ 八戸市北白山 三〇台二丁目六の 三〇

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、相馬ダム地区の県営土地改良事業（防災ダム事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年三月五日から同年四月二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、令和二年二月二十日東北地方整備局告示第二十二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和二年三月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・四・二号西滝新城線及び三・四・二十九号新青森駅南口通り線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月四日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を次のように改正する。  
第二条中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円七十三銭